

TaxFlash



2017年度税務調査の概要

2017年4月28日、国税総局長官は、2017年度の税務調査の計画及び方針を示す通達 No.SE-11/PJ/2017(以下、「国税総局長官通達第11号」)を公布しました。

2017年度税務調査は以下の項目について重点的に実施される予定です。

1. タックス・アムネ스티・プログラム適用対象外の納税者、
2. インフラ構築支援に従事する事業者、
3. デジタル産業(電気通信、eコマース及びインターネット・プロバイダ等)、
4. 企業グループ及び関係会社、
5. 鉱業、プランテーション業及び水産業、
6. 税制優遇措置(タックス・ホリデー及び税額控除等)を享受する納税者(税金の暫定還付が認められる納税者を含む)、
7. 税務調査方針に関する国税総局長官通達にて規定される測定可能な指標に基づく税務上の差額が大きい納税者、
8. 依然として税務調査の対象である2013、2014及び2015会計年度の調査対象事項、及び/又は
9. 税務調査・徴収主管当局長が規定するその他の産業別納税者

さらに、地方税務局及び個別税務署レベルでは、税務調査の焦点は、それぞれが所轄する特定産業・業種に従い、必要に応じて調整されます。

2017年以前に発行された税務調査通達に基づき実施された未解決の税務調査は、2017年5月31日までに終了しなければなりません。

タックス・アムネ스티・プログラムの適用対象である納税者がタックス・アムネ스티適用後の会計年度について税務調査を受ける場合、調査担当官は納税者の対象資産の減価償却/償却、繰越欠損金、並びに開示された純資産の価額と追加の利益剰余金残高との間の一貫性等の特定事項についても確認を行います。

資産の追跡

タックス・アムネ스티・プログラムの補完的規則として国税総局長官通達第11号では特に、未開示の資産を特定するために、税務署は納税者に対し、タックス・アムネ스티・プログラムの適用対象であるか否かにかかわらず、一律にその資産の追跡を行うことができると規定されています。

年次所得税申告書若しくはタックス・アムネ스티申告書にて申告が漏れている資産がある場合、税務署は申告漏資産を特定する目的で、特別税務調査を実施する権限を付与されています。この特別税務調査は、15営業日(即ち、調査に10営業日、最終検討会議(クロージング・コンファレンス)に5営業日)以内に終了しなければならず、期限の延長は認められず、品質保証(Quality Assurance)プロセスは利用できません。

税務調査手続の変更

2017年度税務調査方針に加えて、国税総局長官は規則 No.PER-07/PJ/2017(以下「国税総局長官規則第7号」)及び通達 No.SE-10/PJ/2017(以下「国税総局長官通達第10号」)の公布を通じて、納税者の税務コンプライアンスをテストするために、税務調査手続を更新しました。国税総局長官規則第7号及び国税総局長官通達第10号は、両方とも2017年4月21日付けで公布され、同日を以って効力を生じました。

上記の規則及び通達の公布を受けて、納税者が税務署に召喚され、税務調査担当官と事前の協議を行うことを規定した、税務調査の初期段階アレンジメントが新たに導入されることになりました。この召喚通知書は、税務調査通知書とともに納税者に送付され、当該の事前協議の日程並びに提出資料の一覧を詳細に記述するものです。当該協議は、召喚通知書の日付から5営業日以内に税務署内で実施されなければならず、その内容については音声及び映像が記録されます。

当該協議には以下の項目に該当する者が出席しなければなりません。

- a. 以下に規定する法人納税者の代表者の内、いずれかに該当する者:
 - 当該法人の経営者、
 - 当該法人が破産申請する場合は、その破産管財人、
 - 当該法人が解散手続中である場合は、その指定代表者、又は
 - 当該法人が清算手続中である場合は、その清算人
- b. 該当する個人納税者、
- c. 未分割の遺産の相続人の内の一人、又は遺言書の執行者若しくは資産管理者、又は
- d. 未成年者又は被後見人の後見人

上記に該当する者は、納税者の事業活動の知識を有する従業員又は税務顧問と同席の上で当該協議に出席することができます。

当該協議において、上記の該当者であり、出席を要請される納税者には、召喚通知書に明記される全ての必要書類を持参の上、以下の項目についての説明が要求されます。

- a. 納税者の本人確認、
- b. 事業プロセス、
- c. 帳簿管理/文書化を含む記録管理、
- d. 主要顧客及び仕入先(サプライヤー)の情報、
- e. 特殊な取引、又は
- f. 税務調査担当官が取得した情報と税務申告書に記載された情報との間の整合性

当該協議の終了までに、納税者は税務調査担当官とともに当該協議の議事録に署名し、当該議事録は調査担当官が1ヶ月以内に納税者の敷地内で税務調査を開始する根拠となります。この初期段階の協議以降は、既存の税務調査手続に従うこととなります。

納税者が指定時間に当該協議に参加しない又は出席しなかった場合、税務調査担当官は欠席通知書を発行し、直ちに納税者の敷地内で税務調査に着手します。税務調査の間、納税者敷地内において納税者による非協力的行為があった場合、所得に対するみなし課税が行われる又は当該税務調査が税務犯罪行為の予備調査に発展する可能性があります。

税務目的における財務情報のアクセス

2017年5月8日、インドネシア政府は、法律(Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang)2017年第1号(以下「法律第1号」)に代わる政府規則を公布しました。当該規則は、国税総局長官による金融機関の情報のアクセスを許可し、同時にインドネシアの金融口座情報の自動的情報交換(AEOI)の履行を確実なものとするために公布されるものです。AEOIでは、インドネシアは、2017年6月30日までに金融口座情報を提供するための国内法整備を完了させることを確約しています。

その他法律との関連性

法律第1号の公布を受けて、財務情報アクセスに関係するその他の法律における複数の条項が廃止されました。廃止の対象となる条項は以下の通りです。

- 1) 国税通則法1983年第6号(法律2009年第16号により改正済み)の第35条(2)及び35条A
- 2) 銀行法1992年第7号(法律1998年第10号により改正済み)の第40条及び41条
- 3) シャリーア銀行法2008年第21号の第41条及び42条
- 4) 資本市場法1995年第8号の第47条
- 5) 商品先物取引法1997年第32号(法律2011年第10号により改正済み)の第17条、27条及び55条

上記の(1)から(3)までの条項の廃止により、国税総局長官が金融機関に対し、税務調査、情報収集、並びに別の当事者の税務犯罪行為の調査の目的で情報提供を要請する場合に、金融機関に従来課されていた秘匿義務は撤廃されました。またこれを受けて、国税総局長官が税務調査、情報収集、並びに税務犯罪行為の調査の目的で金融機関に情報提供を要請する際に、国税総局長官が財務大臣から書面による承認を得る要件が撤廃されました。従って、今般の規則改正は、国税総局長官が今後、財務情報への直接的なアクセス権限を有することを意味します。

また、上記の(4)及び(5)の条項の廃止により、資本市場及び商品先物取引市場における関連市場関係者に従来課されていた秘匿義務も実質的に撤廃されました。

金融機関の範囲

法律第1号では、銀行業・証券業・保険業・その他金融サービス業に従事する、及び/又は共通報告基準(Common Reporting Standard)等の国際基準に基づき金融機関として分類されるその他事業体に該当する金融機関に対し、国税総局長官が財務情報の開示を要請することを許可しています。「その他事業体」は、法人(例えば、企業や基金)又は法的アレンジメント(例えば、パートナーシップ)の内、銀行業、証券業又は保険業に従事していないが、国際的な税務上の取決に基づき金融機関とみなされる法的主体として定義されます。

金融機関が提供する情報

上記の金融機関は、国税総局長官に対し以下の資料を提供しなければなりません。

1. 金融口座情報のAEOI下で要求される基準に基づく、報告対象の各金融口座の財務情報に関するレポート、並びに
2. 税務目的で使用する財務情報に関するレポート

上記の情報開示の範囲は、外国口座保有者に対する報告義務に関連する財務情報のみに限定されるものではないことは特筆すべきでしょう。従って、情報開示の範囲は国内口座保有者も含むことに注意が必要です。

上記のレポートは、少なくとも以下の全ての項目を網羅しなければなりません。

- a) 口座保有者の本人確認、

- b) 口座番号、
- c) 金融サービス会社の概要、
- d) 口座の残高又は価値、及び
- e) 金融口座に関係する所得

上記のレポートのほかに、国税総局長官は金融サービス会社に対しより多くの情報の提供を要請することが認められています。これらの全ての情報は、国税総局の税務データベースに登録され管理されます。

AEOI要件に関する本人確認手続

AEOI下で要求される財務情報の報告に関して、金融サービス会社は、口座保有者の税務上の居住地を確認し、口座保有者、金融口座及びその管理者が国際的な税務上の取決に基づく報告対象であることを確認するために、本人確認手続を実施しなければなりません。この確認手続は、文書化が義務付けられ、国税総局長官が要請する場合は外国語からインドネシア語に翻訳する必要があります。金融機関は、既存口座の保有者が本人確認手続への協力を拒む場合、既存口座保有者に対する新規口座開設又は新規取引の業務を引き受けることはできません。

提出方法と期限

上記(a)のAEOI目的での報告は、金融サービス庁 (*Otoritas Jasa Keuangan*、以下「OJK」) に対し電子的に提出することができます。OJKへの電子形式の報告は、遅くともAEOIレポート期限日の60日前に提出する必要があり、OJKは国税総局に対し当該報告を遅くとも同期限日の30日前に提出する必要があります。電子形式による報告が利用できない場合は、当該報告は暦年の最終日から4ヶ月以内(即ち、翌年の4月30日まで)に、国税総局に対し紙ベースで提出されます。

上記(b)の報告は、電子形式による報告が利用できない場合、国税総局に対し紙ベースで提出されます。当該報告の期限は、暦年の最終日から4ヶ月以内(即ち、翌年の4月30日まで)です。

刑事・民事訴追にかかる制限

財務大臣及び同省職員は、税務目的における財務情報へのアクセス及びその交換を実施する場合において、刑事又は民事訴追の対象とはなりません。この措置は、報告義務を履行する場合において、金融サービス庁長官及び同庁職員、並びに金融機関経営者及びその従業員にも適用されます。

罰則規定

金融機関の経営者及びその従業員が、報告を提出しない、適切に本人確認手続を実施しない、又は国税総局長官が要求する情報/証拠を提供しない場合、1年間の拘置処分又は最高で1,000,000,000ルピアの罰金の対象となり、金融サービス会社もまた最高で1,000,000,000ルピアの罰金の対象となります。虚偽の報告を行う又は報告が義務付けられる情報を提供しない者もまた、1年間の拘置処分又は最高で1,000,000,000ルピアの罰金の対象となります。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim
dany.karim@id.pwc.com

Deny Unardi
deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Mohamad Hendriana
mohamad.hendriana@id.pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id



[PwC Indonesia](https://www.linkedin.com/company/pwc-indonesia)



[@PwC Indonesia](https://twitter.com/PwC_Indonesia)



[@pwcindonesia](https://www.facebook.com/pwcindonesia)



[PwC Indonesia](https://www.youtube.com/PwCIndonesia)



[pwc_indonesia](https://www.instagram.com/pwc_indonesia)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2017 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.